

随意契約（相手方指定）調書

件名	旧尾久幼稚園境界確定及び測量業務委託	No.5200245
工（納）期	令和 7 年 9 月 3 0 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	3, 9 9 7, 3 3 9 円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (法人番号：9010005012931)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	旧尾久幼稚園境界確定及び測量業務委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 所在地 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 代表者 理事長 志村 寿夫
特命理由	本件は、旧尾久幼稚園の解体にあたり、隣地との土地境界確定及び測量業務について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記協会を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 土地家屋調査士は、土地の測量・権利調整・登記申請に必要な書類作成等の一連の業務を行うことができる唯一の資格者である。 また、上記協会は、土地家屋調査士法第63条に基づく団体として設立されたものであり、官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量・登記の嘱託手続を受託できる都内で唯一の法人組織である。区内の土地家屋調査士が多数在籍しており、協会を通じて個々の調査士へ適切に業務が配分されるため、円滑な実施が期待できる。 ② 上記協会はこれまで区が発注した同種業務の受託実績を多数有することからも、確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記協会を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)